

2026年1月9日

投資者の皆さまへ

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

「アジア・オセアニア好配成長株オーブン（毎月分配型）」

投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「アジア・オセアニア好配成長株オーブン（毎月分配型）」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

ファンドのご購入を検討されている投資者の皆さまは、下記の内容をご了解の上、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

I. 投資信託約款の変更の内容

① 運用の基本方針の見直し

② 上記①により投資対象を変更し、それに伴うファンドの名称の変更

ファンドの主要投資対象を「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」および「日本マネー・マザーファンド」から「アジア・オセアニア好配当リバランスマザーファンド」に変更を行う予定です。

ファンドの名称を「アジア・オセアニア好配成長株オーブン（毎月分配型）」から「アジア・オセアニア好配当株ファンド（毎月決算型）」に変更を行う予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドの投資形態がファンド・オブ・ファンズからファミリーファンドに変更となります。

③ 信託報酬率の変更

ファンドの実質的な信託報酬を年率1.76%（税抜1.60%）程度から年率1.595%（税抜1.45%）に引下げる予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドの主要投資対象「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の運用先に係る信託報酬がなくなりファンドの運用は委託会社のみに変更となります。ファンドの信託報酬は年率1.155%（税抜1.05%）から年率1.595%（税抜1.45%）に変更予定です。

④ 取得申込・換金申込不可日の変更

「翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」を不可日から外して、「香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」のみとします。

⑤ 信託期間の変更

ファンドの信託期間の終了日を「無期限」から「2036年10月10日」に変更を行う予定です。

⑥ 適用する信託法の変更

「旧法（信託法（大正11年法律第62号））」から「新法（信託法（平成18年法律第108号））」に変更を行う予定です。

II. 投資信託約款の変更の理由

ファンドは2005年10月27日の設定以来、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行っております。しかしながら、これまで長期にわたり運用成績は振るわない状態が継続しております。そのため、運用改善を目的にファンドの運用体制および信託期間について、以下の通り変更を予定しておりますので、ご案内申し上げます。

現在、ファンドはSBI岡三アセットマネジメントを委託会社とし、投資対象ファンドを通じて、実質的な運用はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社が行っておりますが、今後の運用成果の向上を目指し、運用はSBI岡三アセットマネジメントに一元化する予定です。

また、これまで無期限としていた信託期間につきましては、2036年10月10日までの有期限とする予定です。これは、運用体制の刷新とともに、より明確な目標期間を設けることで、運用成果の最大化を目指すためのものです。期間の設定により、実績の管理を含め、より計画的な運用かつ柔軟な運用体制の構築が可能となり、受益者の皆様にとっても運用の透明性が高まるものと考えております。

III. 投資信託約款変更適用日

2026年3月24日（予定）

IV. 投資信託約款の変更の手続き

スケジュール

①電子公告日 ^{※1}	2026年1月9日
②異議申立期間	2026年1月14日から2026年2月24日まで
③投資信託約款変更確定日 ^{※2}	2026年2月25日
④買取請求期間	2026年3月4日から2026年3月23日まで（予定）
⑤投資信託約款変更適用日	2026年3月24日（予定）

※1 弊社ホームページに掲載します。

※2 異議申立の結果は弊社ホームページに掲載します。

投資信託約款の変更の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、異議申立の手続きにより行います。異議申立された受益者の受益権の合計口数が、2026年1月14日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、投資信託約款の変更を行いません。なお、2026年1月10日以降にファンドの購入をお申し込みされた受益者につきましては、異議申立を行うことはできません。

当ファンドの投資信託約款変更専用のお問合わせ先

SBI岡三アセットマネジメント株式会社 専用フリーダイヤル 0120-707-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以上